

令和 6 年度における育児休職の取得状況の公表について

育児介護休業法において、男性労働者の育児休職等の取得状況について年 1 回公表することが義務づけられているため、状況について公表します。

1 育児休職等の取得割合とは

育児休職等の取得割合（男性）＝育児休職を取得した男性労働者数/配偶者が出産した労働者数

- ・ 1 日でも育児のために休職を取得すれば可
- ・ 育児休職給付金の対象とならずとも可
- ・ 年次有給休暇による取得であっても可

2 令和 6 年度における育児休職等の取得割合

令和 6 年度における育児休職等の取得割合＝4 人/4 人＝100%

所属	子との関係	採用日	子の誕生の日	育休等の取得	育休の期間			育児休業給付金
					自	至 ※変更の可能性有	日数	
札幌支店	父 ①	H26.4.1	R6.12.20	取得	R6.12.26	R6.12.27	2 日間	しない
函館支店	父 ②	R5.4.1	R6.9.19	取得	R6.9.19	R6.9.20	2 日間	しない
函館新幹線支店	父 ③	H29.10.1	R6.4.3	取得	R6.4.3	R6.4.3	1 日間	しない
函館新幹線支店	父 ④	R3.1.1	R6.6.6	取得	R6.6.6	R6.6.6	1 日間	しない

（参考）

- ・ 令和 7 年度における育児休職等の取得状況（8 月 27 日現在）

所属	子との関係	採用日	子の誕生の日	育休等の取得	育休の期間			育児休業給付金
					自	至 ※変更の可能性有	日数	
札幌支店	父 ①	H30.3.1	R7.6.25	取得	R7.6.26	R7.6.30	5 日間	しない
函館支店	父 ②	R4.6.1	R7.5.15	取得	R7.5.11	R8.5.10	365 日間	取得

以上